

12. 学則（抜粋）

第1章 組 織

（目的）

第1条 本校は、専門課程を設置し、そのもとで社会に役立つ理学療法、作業療法、言語聴覚、視能訓練、診療情報管理の技術者としての知識及び技能を教育することを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、大阪医療福祉専門学校という。

（位置）

第3条 本校は、大阪市淀川区宮原一丁目二番十四号に位置する。

（自己点検、評価）

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限並びに休日

（課程、学科、修業年限）

第5条 本校の課程、学科及び修業年限は次の通りとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療専門課程	理学療法士学科	3年	40名	120名	昼間
医療専門課程	作業療法士学科	3年	40名	120名	昼間
医療専門課程	視能訓練士学科	1年	35名	35名	昼間
医療専門課程	視能訓練士学科	3年	35名	105名	昼間
医療専門課程	言語聴覚士学科	2年	30名	60名	昼間
医療専門課程	医療総合学科	2年	40名	80名	昼間
教育・社会福祉専門課程	診療情報管理士学科※1	3年	30名	90名	昼間
教育・社会福祉専門課程	専攻科	1年	10名	10名	昼間
医療専門課程	理学療法士学科	4年	40名	160名	夜間
医療専門課程	作業療法士学科	4年	40名	160名	夜間

※1 令和2年4月入学生より入学定員30名（平成31年4月入学生までは入学定員40名）、令和3年4月入学生より募集停止

- 2 理学療法士学科（昼間部・夜間部）は、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する者を養成する学科とする。
- 3 作業療法士学科（昼間部・夜間部）は、理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する者を養成する学科とする。
- 4 視能訓練士学科（昼間部1年制）は、視能訓練士法第14条第2号、視能訓練士学科（昼間部3年制）は視能訓練士法第14条第1号に規定する者を養成する学科とする。
- 5 言語聴覚士学科は、言語聴覚士法第33条第5号に規定する者を養成する学科とする。
- 6 在学年限は、各学科の修業年限の2倍とする。

（学年、学期）

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 必要がある場合は、学校長が全校に定める前期の終期及び後期の始期を変更する事ができる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要であると認めるときは、休業日を変更することができ、臨時に休業を行いまたは休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は別表1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の時間数を単位数に換算する場合においては、

- (1) 講義については、15時間以上30時間以内をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間以上30時間以内をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間以上45時間以内をもって1単位とする。

2 理学療法士学科、作業療法士学科、視能訓練士学科、言語聴覚士学科については、厚生労働省の定める「養成施設指導要領」の授業に関する事項(単位計算方法)に基づくものとする。

(成績評価、進級判定、卒業判定)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、各学科とも最終学年の終わりには、卒業試験を行う。

2 進級判定または卒業判定は当該学年次の配置科目の全てを取得し、総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない。なお卒業判定は臨床実習及び国家試験演習(1単位:各学科の最終学年に実施される各試験及び模擬試験)の結果を総合的に判断し、それらの単位を取得した者に対して卒業認定を行う。卒業を判定するために卒業判定委員会を設ける。

3 成績の評価に関する事項は、別途試験規程(成績評価基準)に定める。

4 再試験または追試験に関する事項は、別途試験規程(成績評価基準)に定める。前期試験認定科目についての再試験については、前期試験終了後実施する。

5 前期に実施する再試験において、不合格となった科目については、特別補講を行うことがある。但し対象となる補講者は判定委員会において決定する。特別補講に関する事項は、別途試験規定(成績評価基準)に定める。

6 その他試験及び成績評価に関する事項は別途試験規程(成績評価基準)に定める。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認められるときは、他の専修学校専門課程において、授業科目を履修した場合には、本校修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で本校の授業科目の履修とみなすことができる。(履修学校より「履修単位認定証」等の提出を必要とする。)ただし、理学療法士学科(昼間部・夜間部)、作業療法士学科(昼間部・夜間部)、視能訓練士学科(1年制・3年制)及び言語聴覚士学科についてはこれを認めない。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第12条 教育上有益と認められるときは、大学または短期大学における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を実施する外国の教育施設に留学し、履修した単位についてもそれに準ずるものとする。(履修認定は、履修学校より「履修単位認定証」「GPA単位履修認定証」等の提示を必要とする。)授業科目の履修とみなすことができるのは、第11条と合わせて、本校修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えないものとする。ただし、理学療法士学科(昼間部・夜間部)、作業療法士学科(昼間部・夜間部)、視能訓練士学科(1年制・3年制)および言語聴覚士学科はこれを認めない。

(入学前の授業科目の履習等)

第13条 教育上有益と認められる場合、本校入学前に行った他の専修学校専門課程における学修、大学または短期大学における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本校の授業科目の履修とみなすことができる。上記の規程は、本校の専門課程に相当する教育を実施する外国の教育施設に留学し、履修した単位認定についてもそれに準ずるものとする。(履修認定は、履修学校より、「履修単位認定証」「GPA単位履修認定証」等の提出を必要とする。)なお、履修科目等は、第11条、第12条による履修科目の授業時数と合わせて本校修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えないものとする。なお、「履修単位認定」の詳細については別途規定に定める。

(授業の方法による履習等)

第14条 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で利用でき、履修科目の時間数は、本校修了に必要な総授業時間数の4分の3を超えないものとする。

(始業及び終業)

第15条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間課程は、午前9時から午後5時20分までとする。

夜間課程は、午後5時30分から午後9時30分までとする。

ただし、実習の時間については別に定める。

(教職員組織)

第16条 本校に次の教職員を置く

- (1) 学校長
- (2) 学科長 学科毎に1名以上
- (3) 専任教員
- (4) 教員(講師)
- (5) 事務職員
- (6) 学校医

2 前項に定める他、必要に応じてその他必要な職員を置くことができる。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第17条 本校に入学できる者は次のとおりとする。

高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。

ただし、視能訓練士学科(昼間部1年制)は、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者である。また、言語聴覚士学科は、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であることとする。また、専攻科は専門学校、短期大学、大学で、2年以上修業した者であることとする。

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は学年の初めとする。

(入学手続)

第19条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第28条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可から7～10日以内に、第28条の入学金を添えて手続をとらなければならない。
- (4) 入学試験の規定は、別段の定めのある場合を除き学校長が決める。

(編入学・転学科)

第20条 編入学または転学科は認めない。ただし、診療情報管理士学科に編入学または転学科を希望する者については、選考の上、学校長が許可することがある。

(休学、復学)

第21条 病気その他やむを得ない理由によって、7日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し学校長の許可を受けなければならない。

2 学校長は、病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、第1項の許可を得た者が延長願を提出した場合において学校長がやむを得ない理由があると認めるとき、又は前項の規定により休学を命じた場合において、学校長が引続き休学させる必要があると認めるときは、その期間を延長させることができる。

4 休学の期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。

5 休学期間は、在学の期間に算入する。

6 前項の者が復学しようとする場合は、学校長の許可を受けなければならない。

(退学及び除籍)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を退学させることができる。

(1) 第5条の6に規定する期間内に卒業することができない者

(2) 留年を許可された者で、同一学年に於いて、再度進級ができない者

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍させることができる。

(1) 病気その他の理由により修学の見込みがなくなった者

(2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ督促期間内に当該授業料を納入しない者

3 退学者が既に履修した単位については認定する。

(課程修了の認定)

第23条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

2 課程を修了したと認めた者には、卒業証書(別紙様式1)を授与する。

(称号の授与)

第24条 別表4に定める専門課程、学科を修了したと認めた者には、専門士の称号に関する規定に基づき、専門士または高度専門士の称号(別紙様式2)を授与する。

第5章 科目等履修

(科目等履修生)

第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目履修生として当該科目の履修を認めることがある。

2 その他科目等履修生に関する事項は別表3に定める。

第6章 賞罰

(ほう賞)

第26条 成績優秀にして、他の模範となる者にはほう賞することがある。

(懲戒)

第27条 学校長が教育上必要と認めるときは、懲戒を加えることがある。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

(1) 戒告

(2) 停学

(3) 退学

- 3 前項の退学は次の各号のひとつに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料

(納付金)

第28条 本校の入学検定料・入学金・授業料等納付金は別表2のとおりとする。

第29条 既に納入した入学金及び入学検定料は返還しない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 新年度授業開始前に亡くなったとき
- (2) 入学を許可した者は、すでに納入された授業料等は当該年の3月末までに入学辞退の申出があった場合は返還するものとする。4月1日以降に入学辞退の申し出があった場合は、返還請求のあった時期、理由など、諸般の事情を考慮して一部返還する場合もある。

第30条 新年度1年間休学の場合、前年度末までに休学届が提出された場合、授業料は徴収しない。

第8章 奨学制度

(奨学金)

第31条 本校に奨学制度を設ける。詳細は別表5に定める。

別表5

奨学金の種類	内 容
大阪滋慶奨学金	入学者本人、または親兄弟姉妹が本校を含む大阪滋慶学園に在籍、または卒業している場合、奨学金の10万円を支給する。
業界推薦奨学金	業界推薦入試の条件を満たし、業界推薦入試で受験合格し、入学手続きをする者に対し奨学金の3万円を支給する。
卒業生推薦奨学金	本校卒業生の推薦を受け推薦書を提出の上、卒業生推薦入試で受験合格し入学手続きをする者に対し奨学金の3万円を支給する。

第9章 寄宿舎等

(寄宿舎、健康診断)

第32条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に細則で定める。

- 2 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回以上実施し、学生は必ず受診しなければならない。

第10章 雑則

(施行規程)

第33条 この学則の施行については、別途規定に定める。

附 則

1. この学則は平成14年4月1日より実施する。
2. この学則は平成16年3月1日より実施する。
3. この学則は平成16年4月1日より実施する。
4. この学則は平成17年3月9日より実施する。
5. この学則は平成17年4月1日より実施する。
6. この学則は平成18年3月1日より実施する。
7. この学則は平成18年4月1日より実施する。
8. この学則は平成19年4月1日より実施する。
9. この学則は平成20年4月1日より実施する。
10. この学則は平成21年4月1日より実施する。
11. この学則は平成22年4月1日より実施する。
12. この学則は平成23年4月1日より実施する。
13. この学則は平成24年4月1日より実施する。
14. この学則は平成25年4月1日より実施する。
15. この学則は平成26年4月1日より実施する。
16. この学則は平成27年4月1日より実施する。
17. この学則は平成28年3月1日より実施する。
18. この学則は平成28年4月1日より実施する。
19. この学則は平成29年3月1日より実施する。
20. この学則は平成29年4月1日より実施する。
21. この学則は平成30年3月1日より実施する。
22. この学則は平成30年4月1日より実施する。
23. この学則は平成31年3月1日より実施する。
24. この学則は平成31年4月1日より実施する。
25. この学則は令和 2年4月1日より実施する。
26. この学則は令和 3年4月1日より実施する。